

# 平成24年第1回片品村議会定例会会議録第1号

## 議事日程 第1号

平成24年3月8日（木曜）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 2号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 4号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 5号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 6号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 7号 指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 8号 指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 9号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第14 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第15 議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第16 議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算について
- 日程第23 議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について  
 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度片品村営観光施設事業特別会計予算について  
 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度片品村介護保険特別会計予算について  
 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度片品村下水道事業等特別会計予算について  
 日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期の決定  
 日程第 3 諸般の報告  
 日程第 4 一般質問  
 日程第 5 議案第 1 号 片品村税条例の一部を改正する条例について  
 日程第 6 議案第 2 号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について  
 日程第 7 議案第 3 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について  
 日程第 8 議案第 4 号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について  
 日程第 9 議案第 5 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について  
 日程第 1 0 議案第 6 号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について  
 日程第 1 1 議案第 7 号 指定管理者の指定について  
 日程第 1 2 議案第 8 号 指定管理者の指定について  
 日程第 1 3 議案第 9 号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について  
 日程第 1 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について  
 日程第 1 5 議案第 1 0 号 平成 2 3 年度片品村一般会計補正予算（第 6 号）について  
 日程第 1 6 議案第 1 1 号 平成 2 3 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
 日程第 1 7 議案第 1 2 号 平成 2 3 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
 日程第 1 8 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
 日程第 1 9 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度片品村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
 日程第 2 0 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

（日程第 1 5 から日程第 2 1 まで一括上程）

日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 4 年度片品村一般会計予算について

日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 4 年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 4 年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 4 年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第 2 8 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

（日程第 2 2 から日程第 2 8 まで一括上程）

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 4 年 3 月 8 日			
出席議員 1 4 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二		( 出 席 )
第 2 番	梅 澤 志 洋		( 出 席 )
第 3 番	星 野 精 一		( 出 席 )
第 4 番	高 橋 正 治		( 出 席 )
第 5 番	千 明 道 太		( 出 席 )
第 6 番	星 野 逸 雄		( 出 席 )
第 7 番	今 井 功		( 出 席 )
第 8 番	戸 丸 廣 安		( 出 席 )
第 9 番	星 野 千 里		( 出 席 )
第 1 0 番	飯 塚 美 明		( 出 席 )
第 1 1 番	笠 原 耕 作		( 出 席 )
第 1 2 番	星 野 育 雄		( 出 席 )
第 1 3 番	星 長 命		( 出 席 )
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫		( 出 席 )

説明のために出席した者の職氏名

---

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

---

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	星 野 照 子

**議長（高橋正治君）** 平成24年第1回片品村議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、何かとお忙しい中ではありますが、ご参集をいただき厚く御礼申し上げます。

閉会中は、それぞれの立場で諸般の議員活動を展開され、村政推進にご尽力をいただいておりますことに対して、重ねて御礼を申し上げます。

3月に入り、公立高校の卒業式が終わり、桃の節句や啓蟄も過ぎ各地から春の便りが聞かれてくる季節となりました。

片品村においては、スキーシーズンが終盤を迎え、残り1か月余りとなりそれぞれのスキー場では、最後の誘客に努力をされていることと推察しております。最後まで大勢のスキー客でにぎわうことを願っております。

さて、今期定例会は、新年度の予算を審議する重要な議会でございます。条例の制定及び一部改正、指定管理者の指定、平成24年度一般会計及び特別会計の当初予算並びに平成23年度一般会計及び特別会計の補正予算などが提出されますが、議員各位におかれましては、慎重審議の上、適性妥当な議決に達しますよう切望いたしまして、開会のあいさつといたします。

---

**議長（高橋正治君）** 引き続き、村長より、招集のあいさつがあります。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

**村長（千明金造君）** はい、村長。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成24年第1回片品村議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には年度末の大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

心より厚くお礼を申し上げます。

いよいよ3月に入りまして、ひな祭りも過ぎ、桜前線の予報も報道されるなど春の気配を感じる頃となりました。

「光陰矢の如し」と申しますが早いもので、昨年発生いたしました東日本大震災から間もなく1年を迎えようとしていますが、被災地の一日も早い復興を願っているところでございます。

年末には期待していた降雪にも恵まれ、片品村にとりましては、大変ありがたいスキーシーズンとなりましたが、スキー場の入込み客数は、2月末現在、前年対比で88%と7万人あまり減少となっています。

スキー産業を取り巻く環境は依然厳しい状況となっていますが、残されたシーズン、なお一層のおお客様のご来場を願っております。

さて、平成24年度予算についてですが、国の地方財政への対応に当たっては、通常収

支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に定める中期財政フレームに沿って、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を、前年度と同水準となるよう確保することを基本としていますが、国の財政赤字のほか震災の復旧・復興対策や世界的な金融経済危機への対応など、多額の財源が必要となることから、見通しは不透明な状況となっています。

本村の財政事情でございますが、国が定めた財政健全化法の報告は、前年に引き続き問題のない指数で報告できましたが、地方交付税の歳入に占める割合は4割を超えており、国保・介護・後期高齢の各特別会計への繰出金は、年々大きなものとなっています。

依然として厳しい状況の中、また先行き不透明感の中での予算編成を行ったところであります。

さて、今期定例会に提案申し上げる案件であります。条例の一部を改正する条例が6件、指定管理者の指定が2件、計画変更、諮問が各1件のほか、平成24年度一般会計及び6特別会計の当初予算、更には平成23年度一般会計、6特別会計の補正予算など、合わせて24件と盛りだくさん案件であります。

それぞれ各議案につきましては、その都度ご説明を申し上げますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

**議長（高橋正治君）** ただいまから、平成24年第1回片品村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

---

## **日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（高橋正治君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 今井 功君及び8番 戸丸廣安君を指名します。

---

## **日程第2 会期の決定**

**議長（高橋正治君）** 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの9日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

議長（高橋正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、去る3月1日に片品村教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4 一般質問

議長（高橋正治君） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

12番 星野育雄君

（12番 星野育雄君登壇）

12番（星野育雄君） はい、12番 星野育雄です。

通告に基づいて、一般質問をします。

村長は、著しい少子化が進行する中で望ましい村立学校のあり方について、片品村立学校のあり方検討委員会に諮問しました。

検討協議の結果、

- ① 小学校については、片品小学校に早急な統合をすべきである。
- ② 中学校については、早期の建て替えをすべきである。
- ③ 片品の特色ある教育の充実を望む。

という答申が出されました。

そこで、望ましい村立学校のあり方について7点、村長に質問します。

詳細な質問は、質問席で行います。

よろしくをお願いします。

（12番 星野育雄君 質問席に移動）

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君、答弁席へ願います。

（村長 千明金造君答弁席に着席）

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） では、1番を村長にお願いします。

（1）村長は、片品村立学校のあり方検討委員会の答申に対し、その実現に向けて推進するのか、お伺いします。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい。

星野育雄議員のご質問にお答えする前に、一点申し上げます。

議員もご存知のとおり、教育行政は憲法を始め、教育基本法、学校教育法など様々な法律に基づいて行われております。

地方の教育のあり方については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第23条に教育委員会の職務権限が規定されております。学校の設置、管理及び廃止に関することは、教育委員会の職務権限であるとされています。

本来であれば育雄議員の質問は、教育長になされるべきところと考えておりますが、村長として簡潔にお答えいたしたいと思っております。

始めに、片品村立学校のあり方検討委員会から提出された3本の答申について、その実現に向けて推進するのかという質問であります。今年1月13日に答申を受け、同日付で教育委員会に検討を依頼しました。

現在、教育委員会で検討を進めていただいておりますので、具体的な方針はこれから決定いたします。

この片品村立学校のあり方検討委員会設置条例の第3条に、「委員会は、村長の諮問に応じて、片品村立学校のあり方について調査・審議し、その結果を村長に答申する。」となっております。

また、第3条第2項には、「村長は、その答申を尊重するように努めなければならない。」そのように記載されております。

したがって、頂いた答申を尊重して推進をしていきます。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （1）についての質問は、これで終わります。

続けて、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （2）ですが、村民の意見を聞き合意を得るために、アンケート調査、地区別懇談会、説明会等を開催する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） ただいまの育雄議員の質問は、何に対してでしょうか。答申に対してですか。それとも小学校の統合に対してでしょうか。

その辺をお聞きしたいと思います。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 先ほど申し上げましたが、三つの答申に対して、まずは小学校については、片品小学校に早急な統合をすべきであるというのが、一番最初の課題だと思いますが、三つを含めてですが、特にこの小学校の統合と中学校の建て替えについて。

③については、私の質問の中にはないので、その二つについてのアンケートや懇談会や説明会を開催する必要があるのではないかとということでございます。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） 一点、確認をさせていただきたいと思いますが、1月13日に頂いたこの答申「小学校については早急に統合すべきだ。」そのような答申を頂いたわけですが、確認をさせていただきますけれども、育雄議員は確かこの片品村立学校のあり方検討委員会の委員として、答申を出していただいた一人であるということは間違いないでしょうか。

12番（星野育雄君） はい、間違いありません。

村長（千明金造君） それでは、アンケートと地区別懇談会についてのご質問であります。この件については、現在教育委員会で検討中でございます。その中で、必要と認めら

れば実施されるものと考えております。

ただ、村といたしましては、平成22年10月、第3次片品村総合計画後期基本計画を策定する際に、1,200人よりアンケートを取っております。そしてこの中で、教育関係についても大変貴重な声をたくさん頂いております。

その中で、95%以上が小学校を統合してほしいとそういうアンケート結果が届いております。議員もこのアンケートは、既にお読みのことと思えますけれども、その中の何点かここで話をさせていただきたいと思えます。

既に皆様に報告されたものでありますから。

「現在、小学校の子供がいるが人数が少なすぎてかわいそうに思うことが多々ある。競争心も芽生えないし、体育の授業も個人競技に限られてしまう。友達も少なく、スクールバスを出して小学校を一つにまとめてほしい。」こういう意見もあります。

「小学校を統合してもらいたい。一人で授業なんてあり得ない。以前今後どうするか地区で話し合いがあったらしいが、PTA会員は呼ばれず、学校にあまり携わっていない区長・大伍長さんなどで行われました。話し合いをするならば、児童の親を呼んですべき。」こんな意見もあります。

もう一方では、「私が子供だったら武尊根小はいやだと思う。」このようなアンケートがたくさん載っております。

是非、参考にもしていただいて、私のほうもまた参考にしていきたいとそうように考えております。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 村長の言うとおりでございますが、各小学校は約140年の歴史があり、各地域社会の核となっています。各小学校は、各校区全戸で支えられています。

したがって、小学校の統合は村民全体の問題ですから、改めてアンケート調査や地区別懇談会、説明会等を開催して村の計画を説明し、村民の意見を聞き、全村民の納得と合意を得てから統合へ進むことが、民主的な推進の仕方ではないでしょうか。

これから、教育委員会で議論して必要と認められればやるということですが、先ほどのアンケート調査だけでは全村民の意見が反映されているとは思われませんので、是非今後そういった説明会をして村民の合意を得てからやったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） 再質問に対して、お答えさせていただきます。

先ほども、教育基本法の中で説明させていただいたとおり、このアンケートあるいは地区別懇談会については、現在教育委員会が検討中でありますので、その中で出た方向によって考えていきたいと思えます。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （2）についての質問は、これで終わります。

続けて、議長。

（3）統合するには、生徒の安全な通学を確保するために、スクールバス等で小中学生を送迎する必要があると思えますが、いかがですか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい、村長。

（3）の関係について、答弁をさせていただきます。

スクールバスの必要性は、あると思っています。

具体的な方法は、教育委員会に検討していただいておりますので、ご理解をお願いします。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 必要性があるということで、検討をしていくという答弁ですので、この点については一点だけ関連質問ですが、このスクールバス等の村内を運行する計画に含めてですね、老人等の交通弱者も福祉バスとして、このスクールバス等を利用できるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

一般質問は、通告に基づいて答弁をさせていただいておりますので、育雄議員の通告に基づいて答弁させていただければ、スクールバスの必要性については教育委員会で検討させていただいているところでありますので、ご理解をお願いします。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （3）についての質問は、これで終わります。  
続けて、議長。

議長（高橋正治君） はい、どうぞ。

12番（星野育雄君） （4）ですが、片品小学校西校舎は、地震に対して倒壊、又は崩壊する危険性があるという耐震診断結果が出されました。

早急に耐震補強大規模改修をする必要があると思いますが、いかがですか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

（4）についての答弁をさせていただきます。

耐震補強等につきましても、教育委員会の検討の中で方向性が示されると考えておりますが、耐震基準を満たしていない建物については、補強等が必要であると考えています。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 分かりました。

それでは村長の答弁は、片小統合前に耐震補強工事が必要だという認識だというふうに受け取らせていただきます。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

この（４）に対しての答弁でありますけれども、しっかりとまたもう一回、申し上げさせていただきます。

耐震補強等につきましては、教育委員会の検討の中で方向性が示されると考えています。耐震基準を満たしていない建物については、補強等が必要であると考えています。

以上です。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （４）の質問については、これで終わります。

議長、続けて（５）に移ります。

小学校の統合の実施時期は、いつ頃を予定していますか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

（５）について、答弁をさせていただきます。

小学校の統合時期については、現在教育委員会で検討しているところでございます。

以上です。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） これはですね、今いつ頃というのは、まだこれからの話だと思いますが、一例を申し上げて、私の意見を言わせていただきたいと思います。

検討委員会の中、又は議会の視察の中で統合した小学校はですね、新治の統合小学校で12年間、下仁田小学校は8年間かけて新しい校舎を建設して統合をしました。

片品村と教育委員会が、村民多数の意見を聞き、後世に憂いのないような計画を立て協

議を重ね、村民の合意を得て、新小学校を建設しなければならないと思います。

何をするにもですね、完成の目標時期を決めて作業に入るべきだと私はと思いますが、その点を教育委員会のほうで良く検討してですね、要望にそった統合がなされるように希望します。

次に、議長。

議長（高橋正治君） 続けての質問を許可します。

12番（星野育雄君） （5）についての質問は、これで終わります。

議長、続けます。いいですか。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） （6）に移りますが、中学校の建て替えと一緒に、小学校も同じ敷地に新築したほうが良いと思いますが、いかがですか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

育雄議員の質問にお答えします。

前の質問と同様でございますが、この件も含めまして、現在教育委員会で検討をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） それ以上の答弁はないと思いますが、私の考え又は検討委員会や議会の人たちの話を聞いた中ですが、中学校の敷地は広く、生徒数が減少している現在、建て替える校舎は今より小規模にすれば、小学校も同一敷地に建設するスペースはあると思います。

同じ敷地に小中学校があれば、9年間の小中一貫教育がしやすくなり、教育効果が高まるのではないのでしょうか。

また、スクールバス等の運行と利用もしやすくなるので、今後検討してほしいと思います。私の意見でございます。

(6) についての質問は、これで終わります。  
続けて、議長。

議長（高橋正治君） 続けて、どうぞ。

12番（星野育雄君） (7) 統合後の武尊根・南・北小学校の廃校利用計画は、どのよう  
に考えているのですか。

村長（千明金造君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 村長。

村長（千明金造君） はい。

ただいまの質問に対してもそうですけれども、教育委員会での検討を踏まえて、地元の人  
たちの意見を尊重しながら計画をしていく考えです。

12番（星野育雄君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 分かりました。

これも私の意見ですが、これは検討なり各学校区の人たちの希望や村の都合もあると思  
いますが、廃校を利用してですね、尾瀬の郷構想にあります道の駅（仮称）尾瀬の郷駅と  
か、これはありませんが公設民営の特別養護老人ホーム、更に企業誘致等ができないもの  
かと思っております。これらも含めて教育委員会のほうで検討いただければ、ありがたい  
と思います。

(7) の質問については、これで終わります。  
はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野育雄君。

12番（星野育雄君） 以上で、一般質問を終わります。  
ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 次に、3番 星野精一君。

(3番 星野精一君登壇)

3番（星野精一君） はい、3番。

通告に基づいて、一般質問をいたします。

放射能に対する我が村の対応について、4点質問をします。

詳しい質問は、質問席で行います。

(3番 星野精一君質問席へ移動)

**議長(高橋正治君)** 教育長 星野準一君、答弁席へ願います。

(教育長 星野準一君、答弁席へ着席)

**教育長(星野準一君)** はい、教育長。

**3番(星野精一君)** それでは保育園を含む学校給食における対応について、教育長にお伺いします。

あと数日で、東日本大震災から一年が経ちます。

この未曾有の災害に対して、私たちは民族の本質である「和」の精神を持って立ち向かいました。

年も改まり、滞っているように思えた国の対応も少しずつ動き始め、そしてふと足下を見つめ直してみると、非常に広範囲に渡って飛散した放射能の現実です。

昨年7月27日に、国会の参考人として意見を述べた東京大学アイソトープ総合センター長 児玉龍彦氏の衆議院での発言によれば、今回、福島原発事故によって放出された放射性物質の量は、「広島に投下された原爆の20倍以上、一年後の残存量は、広島が1000分の1程度に低下するのに対して、原発は10分の1ほどが残るということ、また遠く静岡のお茶からも放射性物質が検出されたとのこと。

もはや風評被害という言葉を通り越し、薄いか濃いか程度の差はあれ、私たちの暮らす土地にもそれはあるという現状は、認識しなければいけないと考えます。

私たち日本人は、この臭わず見えないやっかいな物たちと賢く粘り強く付き合っていく時代に入ったと言えます。

先祖たちが、連綿と紡ぎ続け子孫に手渡すべき豊かな我が国土を、私たちの時代に汚してしまったという事実において誠にじくじたる思いを持って放射能元年と位置づけなければ、この問題は前に進んでいかないと私は考えます。

その際、政治は、村政は、その責任として観光と農業の我が村は、お客様を迎え入れる健やかな土地であることと安全な野菜を生み出す健全な田畑であることを、しっかり丁寧に証明していくとともに、公益・村民益の第一番目である村民の健康を守ってゆくというところを両立させねばなりません。

これから私たちは、基本的な姿勢としてむやみに恐れないこと。

しかし、無知を憎み恥じること、理性的であること、理知的であること。そして何よりも次の世代をしっかりと思いやること。これらを肝に銘じて大人の知恵をもってして行動をしていくべきだと考えます。

原発事故以降、私なりに勉強を重ねてきましたが、現在の認識として放射能は、強いものを短時間で受けるよりも低量のもを長時間受けるほうが、また肌からの外部被爆よりも食べ物などを伴っての内部被爆のほうが、そして大人よりも細胞分裂の活発な子供のほうがリスクが高いのではないかとということです。

その認識に基づいて具体的な質問に入りますが、食の安全の不安から給食を拒否する親が各地で出ているとメディアなどは報じていますが、国からの給食への指示やガイドラインが届いていますか。

また、村独自で給食の安全対策を行っていますか。

お答えください。

**議長（高橋正治君）** 教育長。

**教育長（星野準一君）** はい、教育長。

星野精一議員のご質問にお答えをいたします。

給食における安全対策に関連して、給食の安全に対するガイドラインの指示が来ているかというご質問ですけれども、給食に限定をしたガイドラインというものは、多分来ていないと思います。教育委員会サイドでは、これはまだ見ておりません。給食現場のほうに直接指示ということがあればですが、通常は教育委員会経由でガイドラインが行くと思いますが、そういったガイドラインはまだ来ておりません。

それから二点目の質問については、メモを落としましたので、もう一度お願いいたします。

**3番（星野精一君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 星野精一君。

**3番（星野精一君）** はい。

二つ目の質問は、村独自で給食の安全対策を行っているかという質問です。

**議長（高橋正治君）** 教育長。

**教育長（星野準一君）** はい、教育長。

村独自の安全対策というご質問ですけれども、まず何を持って安全かということになると思いますが、先ほど来、前文でお話したことを踏まえすと、給食の食材に放射性物質が含まれているか、いないかということが、村独自の安全の考え方の基になるかと思えますけれども、そういう意味におきましては、本年2月7日に村独自の放射性物質の計測器を購入して、給食のある日に提供している給食につきましては、2月7日以降すべてこ

の機械に基づいて放射性物質の検査を行っております。

安全基準を独自に作っているか、独自の安全対策をしているかということの具体的なガイドラインというものはございませんけれども、日々提供する食材の放射性物質を測っているということで、村独自の安全対策と考えさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

3番（星野精一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） はい。

2月7日からの放射線モニターを活用されているということですのでけれども、給食の検体は、ペースは何日に一回でしょうか。

教育長（星野準一君） もう一度お願ひします。

3番（星野精一君） はい。

給食に対して、村で買っていただいた食品の放射線モニターを活用しているというお答えでしたが、ペースなんですけれども、毎日測っていますか。それとも週に一回なのか、そのペースを聞きたい。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

給食のある日は、毎日計測をしております。

3番（星野精一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） はい。

それを聞いて、非常に安心をしました。

私は、2月23日に県下の23町村に全て電話をして聞きいてみましたが、毎日測っている所はありません。ほとんどの所が、今までに一回だとか2回だとか。これを聞いて非常に安心をしました。

蛇足ですが、1986年にチェルノブイリ、これは旧ソビエト連邦ウクライナにあるチェルノブイリの原子力発電所が事故を起こし、地図を見ますとその上にベラルーシと

いう国がありますけれども、ここは26年経った今でも学校給食に対しては、検査を行っているということです。非常に息の長い戦いになると思いますけれども、保護者あるいは子供たちの安心安全を図るために、引き続きの検査をお願いしたいと思います。

次に、二点目の質問を教育長との関係は、よろしいでしょうか。

**議長（高橋正治君）** はい、どうぞ。

**3番（星野精一君）** はい。

次に、保育園を含む学校の除染に対しての質問ですけれども、国から除染に対してノウハウやガイドラインが届いていますか。これが一つ目です。

二つ目は、村独自でその対策を行っていますか。

以上です。

**教育長（星野準一君）** はい、教育長。

**議長（高橋正治君）** 教育長。

**教育長（星野準一君）** まず、除染のガイドラインにつきましては、教育委員会サイドには来ておりませんが、村には来ていると思います。所管課ではございませんので、除染のガイドラインの説明は必要があれば所管課のほうからさせていただきます。

よろしく申し上げます。

**3番（星野精一君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 星野精一君。

**3番（星野精一君）** 今現在、空間線量の測定は農林建設課でやっていると思いますが、農林建設課で保育園並びに小中学校の測定に対して特別なことを行っているのかお聞きしたいと思います。

**議長（高橋正治君）** この関係につきましては、保健福祉課長 吉野耕治君に自席にて説明をお願いいたします。

**保健福祉課長（吉野耕治君）** はい。

保育園の関係について、説明いたします。

東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質により環境汚染への対処に関する特別措置法が昨年公布され、その法に基づいて除染を進めていくため環境

省では、平成23年12月に除染関係のガイドラインを策定しました。

そのガイドラインによりますと、保育所の園庭等の放射線測定については、幼児の生活空間を配慮し、測定点から50cmの高さの位置での空間線量率を測定し、一施設における測定地点は5点程度を目安として空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていれば、それ以上の除染は原則として行わないとしています。

片品村では、農林建設課により公共施設等の放射線量の測定をしています。

保育所関係では、片品保育所及び北保育所は特に問題はございませんが、南保育所の園庭の砂に使用した材料が鉾山の鉾物が混ざっているために、元から若干高い数値を有する材料だと品質分析表から判明をいたしました。

今後も継続した測定をしていき、保護者に安心していただけるよう状況を見ながら対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**3番（星野精一君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 星野精一君。

**3番（星野精一君）** 既に、皆さんも新聞等でホットスポットという言葉は、もう説明がいらないと思いますけれども、地形でもホットスポットはありますけれども、敷地あるいは建物でもホットスポットはあるようです。

これは自分の認識では、雨樋の下であるとか、水路であるとか、あるいは砂場であるとかそういう所をきちっと測って、今一番保護者が求めるのは情報公開に基づいての安心感だと思いますので、給食も含めて毎日測っているということですのでけれども、それをたより等で是非積極的に知らせてあげてほしいと思います。

以上で教育長に対する質問を終わらせていただきます。

はい、議長。

三番目の質問に移ってよろしいですか。

**議長（高橋正治君）** 村長 千明金造君、答弁席へ願ひます。

(村長 千明金造君 答弁席へ着席)

**3番（星野精一君）** 次は、村の放射線全般の取組について村長に伺います。

2月7日から食品放射線モニターが稼働を始めました。この報告を村内外に伝えると「今回も片品村は早い」「政治のフットワークがよい」「うれしい」「ありがとう」非常に好意的な声が返ってきました。

私は、ここにこれからの我が村のとるべき道が、あるいは答えが見いだせるような気がします。俗に言う風評被害を恐れ消極的にやり過ごすという姿勢もあります。

しかし、我が村がより多くの人々の信頼を得るためには、問題と一つ一つきちんと向き

合い、その芽を丁寧に誠実につみ取っていくのが、回り道のように思えても結局は近いのだと思います。

信頼は、積極的に勝ち取っていくものです。今国政を含めて政治に求められているのは、血の通った誠実な態度だと思います。

私はモニター購入を機会に、2月23日に県22町村に電話にて、次の三点の質問をしました。

食品モニターはあるのか。

その対応はどの課がやっているのか。

給食の安全対策をどうしているのか。

午後の1時から始めて、5時になっても終わりませんでした。

3月2日には県下12市に対しても、モニターの有無、対応課を尋ねてみました。それぞれその時点で、モニターを持っている市は二つ、町村は片品を含めて4町村。

しかし、沼田を含む利根郡においては、購入したのは片品のみです。

私は、常に21世紀の地方自治の本質は、自己責任を伴った自己決定力と迅速力、スピード感だと言ってきましたが、被災者の受入れ、今回のモニターの購入と我が村の政治のスピード感は評価されて良いと考えます。

2月23日の電話で感じたのは、対応係あるいは対応課が定まっておらず、電話があちこちに回されるということです。

片品村でも放射線の窓口は農林建設課でやっていますが、この問題の大切なことは、村民の健康であります。むしろ保健福祉課に窓口を設けて、学校給食までの情報をそこに集約させたほうが、より良い対応ができると思います。村長、どうお考えですか。

**村長（千明金造君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 村長。

**村長（千明金造君）** はい。

星野精一議員の質問にお答えさせていただきます。

なお、通告に基づいて答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

役場内に、放射能全般に対する知識を持った対応及び相談窓口を設けるべきだというご質問だったと思います。最初は。

昨年原発事故により群馬県では、放射線の影響を受けて風評被害等が生じておりました。

片品村においては、放射能基準値に達するレベルではありませんが、公表された数値の大小を心配する方々や農林業・観光業に携わる方々からは、風評被害等を心配される問い合わせなどがあったところあります。

ご指摘のとおり放射能全般について、正しい知識を持って住民の相談に応じることがで

できればベストであると考えます。

しかしながら、現状をみると国内外の放射能の専門家あるいは研究者などは、各自がそれぞれの持論を展開し、否定も肯定も根拠を示す術もなく、国の統一した見解もないのが現状であります。

国では、人体に影響のない放射能基準値を4月から引き下げるための法改正を行う予定ですが、設定する数値の科学的な根拠については示していません。

そのような中で、なにが正しい情報なのか見極めることも、ままならないのが今の状況であり、住民に正しい情報を提供しなければならないという観点からすると、必要であることは充分認識しつつも、現時点での相談窓口の設置は、住民の混乱を招きはしないかと懸念するところであります。

村としては、先般購入した食品等の放射能測定器を含め、空中放射線量の測定など随時行い、住民生活の安全を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

**3番（星野精一君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 星野精一君。

**3番（星野精一君）** あるお母さんから国の対応を待っていては、子供の健康は守れないという声を聞きました。

非常に大きな災害なので、国の指示待ちではやはり後手後手に回るところがあると思います。このまま四つ目の質問に、関連するのでいきたいと考えますけれども、むしろ村の有識者また教育関係あるいは食べ物に携わる関係の人たちに対して、勉強会をしっかりと行って現状認識をしっかりとすべきだと思いますけれども、村長、どうお考えですか。

**村長（千明金造君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 村長。

**村長（千明金造君）** はい。

星野精一議員の質問が、3番、4番同一とも考えられるという質問であるかと考えています。

先ほど申しあげましたように、現状ではそういった状況の中で、大変村の職員が細かい放射能に対しての質問に受けられるかどうか、その辺の不安はあります。

ただ、村民の方が安心して生活していただくために、必要であればやはり専門家を招いてそれに対応するのが正しい方向ではないかとそのように考えております。

**3番（星野精一君）** はい、議長。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） ありがとうございます。

その方向で、是非進めてください。

以上、4点の質問が終わりましたがけれども、終わりに際して、議場に今いる皆さんに伝えたいことがあります。

「後の祭り」という言葉があります。日々忙しく暮らす私たちは、ふと立ち止まり振り返ってみて、「あの時、ああすれば良かった。こういっておけば良かった。」そんな後の祭りに満ちあふれているのではないのでしょうか。

体に入った放射線は、ゆっくりと健康を冒していくそうです。それは出るかもしれないし、出ないかもしれない。出てもそれは五年先あるいは二十年先かもしれない。

その時になって、初めて「ああ、あの時こうしておけば良かった。」と反省をしても、まさしく後の祭りなのです。

今現在、政治に関わるものとして、私たちは未来に対する責任があります。「備えあれば憂いなし」の精神を持って、この問題にしっかりと取り組もうではありませんか。

今回の質問は、幼い子を持つ親たちと共に作りました。52才の私の口から出ていますが、次の世代を担う若者たちの言葉だと受け取ってください。

質問に長々と前文を入れたのは、何とかして本日議場にいる全ての方に、若い人たちの認識や意識を共有していただきたいとの願いからです。

世の中には、様々な力がありますが、子を思う親の力ほど尊くて強いものはないと信じております。

力という言葉を愛情と置き換えてもよいでしょう。放射能の問題は、その力や愛情が一体どれほどなのかと問いかける踏み絵のように思えます。

私たちの村は、被災者の受入れによって、日本一優しい村と賞賛されました。今度はその優しさを、村の次の世代に向けて集中させるべきだと思います。

政治の本質的な力が試されているのです。この問題へのより一層の前進を願って、私の質問を終わります。

以上です。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 以上で一般質問を終わります。

---

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分

午前11時10分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 日程第5 議案第1号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第5、議案第1号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第1号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が平成23年12月に相次いで公布されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものであります。

主なものは、たばこの税率改正及び個人村民税の税率等の特例並びに東日本大震災に係る雑損控除額等の特例等であります。

附則につきましては、第1条で施行期日を、第2条、第3条で経過措置をそれぞれ定めたものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） はい。

（詳細説明）

---

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時15分

午前11時16分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

**議長(高橋正治君)** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高橋正治君)** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高橋正治君)** これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(高橋正治君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## **日程第6 議案第2号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長(高橋正治君)** 日程第6、議案第2号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

**村長(千明金造君)** はい、村長。

議案第2号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、一般廃棄物し尿処理事務が利根東部衛生施設組合から村に移管することにより、発生する処理手数料等について定めるため、条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

**議長（高橋正治君）** なお、詳細な説明を求めます。  
農林建設課長 萩原正信君。

**農林建設課長（萩原正信君）** はい、農林建設課長。  
(詳細説明)

**議長（高橋正治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。  
(「進行」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** これで討論を終わります。  
これから、議案第2号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号 片品村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する  
条例については、原案のとおり可決されました。

---

## **日程第7 議案第3号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について**

**議長（高橋正治君）** 日程第7、議案第3号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

**村長（千明金造君）** はい、村長。

議案第3号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護給付費が年々増加しており、平成24年度から平成26年度の第5期計画においても増加することが予測され、また平成24年度の介護報酬改定でも増額の改定が行われるため、財源の確保が厳しく介護保険料の引き上げを余儀なくされることから、平成24年度から平成26年度の介護保険料の引き上げをお願いするための一部改正であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

**議長（高橋正治君）** なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

**保健福祉課長（吉野耕治君）** はい、保健福祉課長。

(詳細説明)

**議長（高橋正治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

**8番（戸丸廣安君）** はい、議長。

**議長（高橋正治君）** 8番 戸丸廣安君。

**8番（戸丸廣安君）** はい、8番。

要介護者等の人数と今後見込まれる増加、その要介護者等の増加を鑑みて介護保険料の増加をやむなしということで、進めて行かれるということなんですけれども、要介護者等の現状、確認のためにその人数と今後この5期計画の中で増えるであろう人数のその推移を簡単でいいんですけれども、教えていただければと思います。

お願いします。

**議長（高橋正治君）** 保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君） はい。

要介護者と要支援者の今後の伸びの関係ですけれども、まず要支援者の関係です。

要支援者1、要支援者2につきましては、ほぼ横ばい。若干の伸びはありますけれどもほぼ横ばいということです。

それから要介護1から要介護5までにつきましても、若干の伸びを見えていますけれども、ほぼ横ばい状態ではないかとそのように予定をしております。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

分かりました。

その人数というのは、表現できますか。

議長（高橋正治君） 保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君） はい。

それでは細かく説明をします。

要支援1の方につきましては、平成24年には21人を予定しています。平成25年には22人、平成26年には24人という推計でございます。

なお、要支援2につきましては、平成24年には31人、平成25年も同じく31人、平成26年で32人を予定しております。

次に、要介護1の関係ですけれども、平成24年に36人、平成25年に35人、平成26年に36人を予定しております。

続いて、要介護2の方ですけれども、平成24年に31人、平成25年に32人、平成26年に32人を予定しております。

次に、要介護3ですけれども、平成24年に47人、平成25年に49人、平成26年に50人を予定しております。

次に、要介護4ですけれども、平成24年に53人、平成25年に56人、平成26年に60人を推計しております。

最後に、要介護5ですけれども、平成24年に31人、平成25年に39人、平成26年に42人を推計しています。

以上です。

議長（高橋正治君） 続いて質疑を行います。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第4号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第8、議案第4号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第4号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、群馬県農漁業災害対策特別措置条例の改正をうけ、台風や地震などの自然災害により被害を受けた農業者に対する助成について、対象となる災害の基準を緩和することと、助成措置の内容を分かりやすくするため、表現を具体的にすることによる条例の一部改正でございます。

附則につきましては、施行期日を平成24年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**議長（高橋正治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村農漁業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## **日程第9 議案第5号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について**

**議長（高橋正治君）** 日程第9、議案第5号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

**村長（千明金造君）** はい、村長。

議案第5号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、小規模企業向けの特別小口資金の導入及び県の指導により景気情勢等を踏まえ、借換制度を期間限定で使用できるようにし、更に融資期間を最長3年間延長することを可能とするもので、村内中小企業の振興を図るために条例の一部改正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

**議長（高橋正治君）** なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 木下 浩美君。

**むらづくり観光課長（木下 浩美君）** はい。

（詳細説明）

**議長（高橋正治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

## 日程第10 議案第6号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第10、議案第6号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第6号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域主権改革推進一括法の成立により、公営住宅法の一部が改正となりましたが、これを受け本条例の一部改正をお願いするものであります。

改正の内容といたしましては、公営住宅法で定められていた入居収入基準について、本条例に定めるものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村村営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第7号 指定管理者の指定について

議長（高橋正治君） 日程第11 議案第7号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第7号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村老人憩の家につきましては、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで第4区に指定管理者として管理をお願いしてあります。

引き続き平成24年度についても、第4区に指定管理者の指定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前11時43分

午前11時44分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。  
これから、議案第7号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第7号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第8号 指定管理者の指定について

議長（高橋正治君） 日程第12、議案第8号 指定管理者の指定についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 千明金造君。  
（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。  
議案第8号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。  
片品村営尾瀬ロッジにつきましては、平成21年4月1日から24年3月31日までの3年間、アリス工業株式会社を指定管理者として運営を行ってまいりましたが、契約期間の終了に伴い、引き続き同社を指定管理者の候補者として協議を進めてまいりました。  
片品村営尾瀬ロッジについて、利用者の利便を向上させ、平等かつ公平な利用を確保し、公の施設を設置した目的を効果的かつ効率的に達成するには、現在の指定管理者であるアリス工業株式会社が引き続き管理することが望ましいと考えるので、アリス工業株式会社を指定管理者として指定をお願いするものでございます。  
期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間でございます。  
ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑は、ありませんか。  
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** これで討論を終わります。  
これから、議案第8号 指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

### **日程第13 議案第9号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について**

**議長（高橋正治君）** 日程第13、議案第9号 片品村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
村長 千明金造君。  
(村長 千明金造君登壇)

**村長（千明金造君）** はい、村長。  
議案第9号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について、提案の説明を申し上げます。  
片品村過疎地域自立促進計画による実施事業に変更が生じまして、片品村過疎地域自立促進計画に盛り込む必要が生じたため、今回の計画変更について議決をお願いするものでございます。  
なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（高橋正治君）** なお、詳細な説明を求めます。  
むらづくり観光課長 木下浩美君。

**むらづくり観光課長（木下浩美君）** はい。

(詳細説明)

**議長（高橋正治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長（高橋正治君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について**

**議長（高橋正治君）** 日程第14、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

**村長（千明金造君）** はい、村長。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

人権擁護委員 入澤眞理子氏の任期が、平成24年6月30日で満了となるため、引き続き入澤眞理子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、推薦にあたりましては、75歳未満であること、人格識見等推薦基準に適合していますので、ご承認をお願いするものです。

**議長（高橋正治君）** 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

これで討論を終わります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（高橋正治君）** 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

- 
- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第15 | 議案第10号 | 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）について        |
| 日程第16 | 議案第11号 | 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  |
| 日程第17 | 議案第12号 | 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第18 | 議案第13号 | 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第19 | 議案第14号 | 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について    |
| 日程第20 | 議案第15号 | 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第2号）について  |
| 日程第21 | 議案第16号 | 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |

**議長（高橋正治君）** 日程第15、議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第21、議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

**村長（千明金造君）** はい、村長。

議案第10号 平成23年度片品村一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,564万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億9,728万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税、地方交付税、県支出金等の増額、国庫支出金、繰入金等の減額であります。

歳出につきましては、片品村学校建設基金積立金1億円、財政調整基金積立金1,400万円等で増額となる他は、事業の終了や額の確定等による減額調整が主なものであります。

繰越明許費につきましては、村道越本花咲線の災害復旧工事、村道6042号線の舗装維持修繕工事等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第11号 平成23年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ117万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億7,073万3,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国保税、療養給付費交付金、繰入金を減額し、国庫支出金、共同事業交付金等の増額であります。

歳出につきましては、共同事業拠出金等を減額し、保険給付費等の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第12号 平成23年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ197万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,284万2,000円にお願いするものであります。

歳入歳出ともに、主な事業の確定等による額の調整であります。

歳入につきましては、使用料の減額であります。

また、歳出につきましては、維持管理費等の減額が主であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第13号 平成23年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

収益的収支で主なものは、スノーパル・オグナほたか指定管理者からの利用料が、震災等の影響により赤字決算となり収入が見込めないため、810万1,000円を減額し、また協定書第12条2項に該当する突発的事故、落雷及び地震による修繕が生じたため修繕費を573万5,000円を増額するものでございます。

併せて、これらの収入減と支出増によって不足する財源を補うために、一般会計からの補助金を1,561万6,000円増額するものでございます。

資本的収支では、昨年夏に武尊牧場管理棟改修工事が終了しましたので、財源となる一般会計からの補助金収入と工事関係費をそれぞれ25万7,000円減額するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第14号 平成23年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,281万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,800万3,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、県支出金の397万1,000円、繰入金の350万4,000円、支払基金交付金の323万2,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の1,197万円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第15号 平成23年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ698万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,212万円にお願いするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料の減額、一般会計からの繰入金の減額であります。

歳出につきましては、総務費で給与改定等による職員人件費の減額、施設費で汚泥処理手数料等の減額、建設費で工事請負費及び委託料の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第16号 平成23年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ93万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,877万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が153万円の増額、繰入金に161万6,000円の減額、諸収入が85万円の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費が47万6,000円の減額、諸支出金が46万円の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

**議長（高橋正治君）** 議案第10号から議案第16号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

---

**日程第22 議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算について**

**日程第23 議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算について**

**日程第24 議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算について**

**日程第25 議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算について**

**日程第26 議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算について**

**日程第27 議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算について**

**日程第28 議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について**

**議長（高橋正治君）** 日程第22、議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算についてから、日程第28、議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

**村長（千明金造君）** はい、村長。

議案第17号 平成24年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成24年度当初予算の編成にあたりましては、小さくても輝く村を目指して、村民と行政との協働を基本に重点施策を定め予算編成を行った結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ33億3,400万円となり、平成23年度当初予算に比べ9,500万円、2.9%の増額となりました。

重点施策につきましては、自主・自立の村づくりのために、地域活動など自立に向けた意欲的な村民活動への支援の充実を図るため、コミュニティ助成金や地域づくり支援事業助成などを実施します。

保健・福祉については、誰もが安心して暮らせるために、子育て支援としての子どものための手当を始め、昨年に引き続き各種の予防接種事業に係る費用を予算化するとともに、

新たに、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため不妊治療費補助金制度を設けます。

また、乳幼児や高齢者、障害者等のための各種事業を充実させるとともに疾病の予防と早期発見・早期治療のために、さらに総合検診等の充実を進めます。

教育・文化については、豊かな心を育むために、片品村立学校のあり方検討委員会の答申を受けて、具体的な施策について検討を開始します。

また、平成26年度までの3年間、群馬県の委託事業として人権教育総合推進地域事業を実施します。

なお、放課後の子どもたちの安全を図るとともに、保護者が安心して就労できるようかたしな子ども学校事業を継続して実施します。

環境・安全については、快適で安心な生活のために、東日本大震災を教訓とした地域防災計画の見直しを行うとともに、防災・防犯・消防機材などの整備と充実を図ります。

また、生活道路網の整備として、地区要望事項を推進するとともに、橋梁点検の結果に基づく長寿命化計画を策定します。

産業については、資源を活かした活気ある村づくりのために、全国名水サミット in 尾瀬かたしな、全国禹王まつり禹王サミット in 尾瀬かたしなの開催などを通して片品村のイメージアップをさらに推進するとともに、若者雇用創造に向けたシンボルプロジェクトの推進として、(仮称)村中心地区情報発信ターミナル整備事業を実施します。

また、有害鳥獣防止柵の設置等により、農林業被害防止に努めるとともに、県の補助事業を活用し、農業者団体等の農業機械や農業施設等の整備を推進し、農業振興を図ります。

なお、緊急雇用創出基金事業の活用については継続して実施し、厳しい雇用状況に対する取組を強化します。

一方、事業者の経営安定化を図るために、小口資金融資による村独自の利子補給制度を実施します。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にも出来得る限り配慮をさせていただきました。

これからも常に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行い、可能な限り村民の皆様の低負担高福祉に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第18号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,370万8,000円にお願いするものでございます。

平成23年度当初予算に比べ、1,446万6,000円、1.7%の増額となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億8,600万3,000円、国庫支出金2億7,

220万円、前期高齢者交付金8,600万1,000円、共同事業交付金1億2,184万5,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億5,083万8,000円、後期高齢者支援金等1億1,011万円、共同事業拠出金1億2,148万7,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第19号 平成24年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8,950万円にお願いするものでございます。

平成23年度当初予算に比べ950万円、11.9%の増額であります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,736万2,000円、国庫支出金が284万円、繰入金が1,366万9,000円、村債280万円でございます。

歳出の主なものは、総務費が2,156万9,000円、施設費が4,106万2,000円、公債費が1,773万9,000円、災害復旧費が903万円でございます。

主な事業は、配水池等施設の老朽化に伴う修理と維持修繕、維持管理費、新潟福島豪雨に伴う災害復旧事業等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第20号 平成24年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入の観光施設事業収益は、1億1,629万円、収益的支出の観光施設事業費は1億1,530万8,000円、資本的収入は2,000万円、資本的支出は7,430万1,000円でございます。

なお、一般会計補助金は1億1,200万円を予定しており、3条予算に9,200万円、4条予算に2,000万円を予定しております。

収益的収入の事業収益については、施設運営が全て指定管理者によるものであるため、昨年度に引き続き計上がございません。

営業外収益については、1億1,629万円で、そのうち一般会計補助金が9,200万円、オグナほたかの指定管理者から土地使用料及び施設使用料として1,796万円、その他武尊牧場観光施設及び尾瀬ロッジの使用料等でございます。

収益的支出の事業費については、営業費用が1億818万2,000円で、主なものは武尊牧場施設、尾瀬ロッジ、オグナほたかの施設管理費と減価償却費でございます。

営業外費用については、712万3,000円で、主なものは企業債等の利息及び消費税でございます。

資本的収入につきましては、2,000万円で、一般会計補助金でございます。

資本的支出につきましては、7,430万1,000円で、スキー場施設の企業債償還金とスキー場施設長期借入金の償還金でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第21号 平成24年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,401万8,000円にお願いするものであります。

平成23年度当初予算に比べ882万3,000円、2.2%の増額となりました。

歳入の主なものについては、支払基金交付金の1億1,217万1,000円、国庫支出金の1億155万7,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の3億8,299万円、地域支援事業費の1,404万6,000円、総務費の1,025万3,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第22号 平成24年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,150万5,000円にお願いするものであります。

平成23年度当初予算に比べ1,615万6,000円、12.7%の減額となりました。

歳入の主なものは、繰入金9,023万5,000円、使用料及び手数料が1,826万4,000円、分担金及び負担金が150万円であります。

歳出につきましては、総務費2,370万6,000円、施設費3,553万円、建設費213万円、公債費5,003万9,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議案第23号 平成24年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,715万6,000円にお願いするものであります。

平成23年度当初予算に比べ766万9,000円、15.5%の増額となりました。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,045万3,000円、一般会計繰入金2,359万7,000円、受託事業収入216万円あります。

歳出の主なものにつきましては、総務費450万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5,191万3,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 議案第17号から議案第23号までの質疑以降については、後日の

本会議において審議します。

---

**議長（高橋正治君）** 以上で、本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。

午後 零時13分 散会